

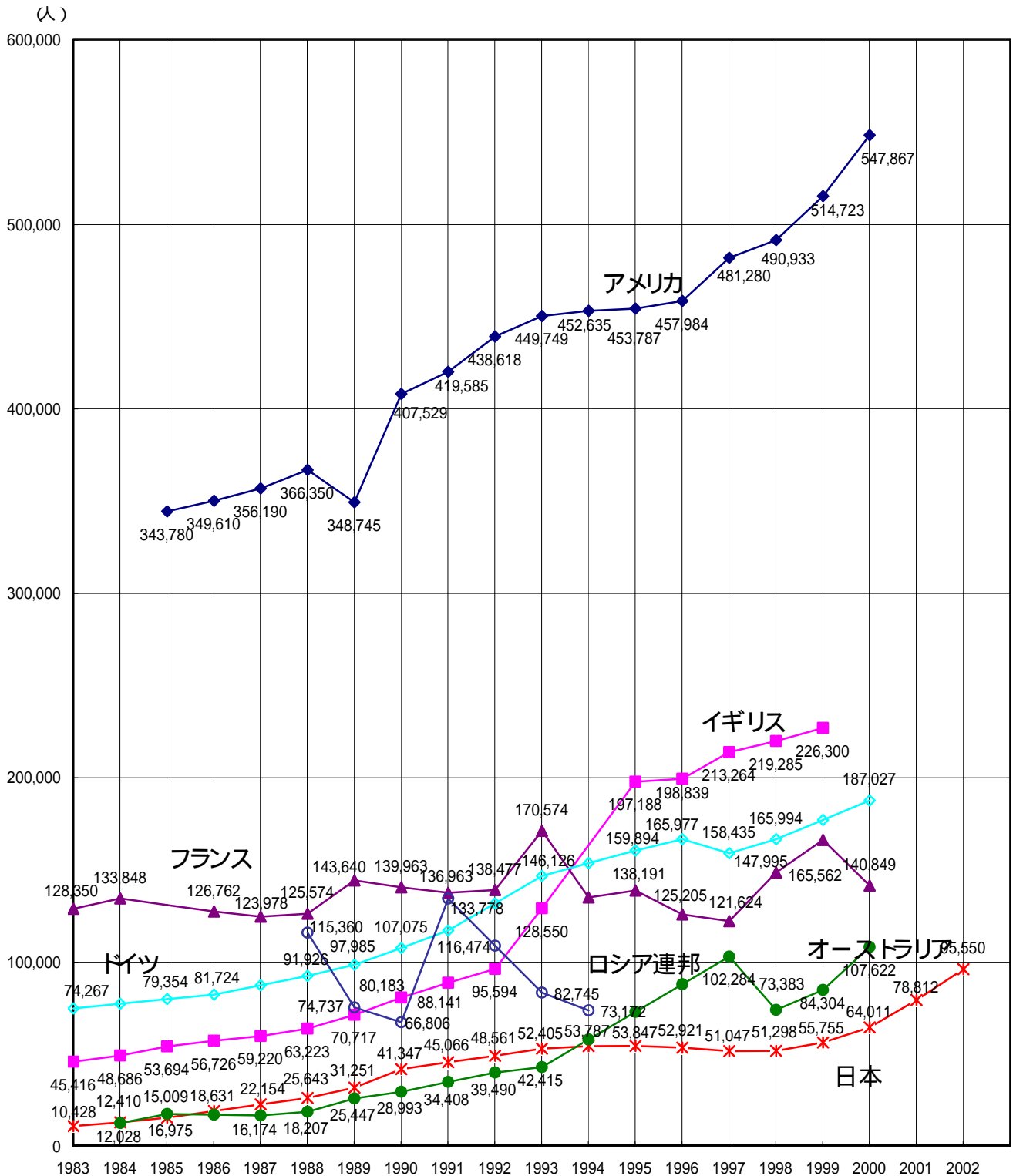
諸外国における留学生政策

国名	米 国	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
政策提言等	教育における国際交流、国際協力に関する方針（クリントン大統領） （2000年4月19日）	ブレア首相の演説 （1999年6月18日）	学習の場としてのドイツの国際的な競争能力の向上のための連邦及び州の首長の共同宣言 （1996年12月18日）	留学生受入れのための4項目の改善策（国民教育省及び外務省） （2001年8月29日）
基本方針	グローバル化経済の進展の中で米国が世界のリーダーとしての地位を維持していくためには、国民の諸外国に対する理解を促進することが必要であるとともに、留学生の受入れを通して、将来各国の指導者となる者との関係を密とすることも重要であるとし、外国からの留学生の受入れの促進、米国人学生の留学の拡大等の政策目標を提示。具体的には、留学生の比率が低い学校や大学への支援、ビザや税金の手続き等の交流の障害の緩和等を謳っている。	留学生拡充計画として、2005年までに留学生を5万人増やし、世界留学生市場の25%を占める目標を提示。具体的には積極的に英国の高等教育をキャンペーンして留学生を獲得し、ビザ手続きを円滑にし、学生が在学中に働くことを容易にし、国費留学生であるChevening 奨学金学生を増やす等を謳っている。	ドイツの大学の国際的な競争力を向上させることが必要であり、そのためには留学生受入れが重要である旨、謳っている。具体的には、ビザの手続きの円滑化、学位の取得が可能な英語による授業の拡大、国際通用性をもつ学位の導入等を謳っている。	次第にグローバル化が進む教育市場において、フランスの教育制度の魅力を高める上で外国人学生は重要な要素になっているとし、エデュフランスの創設、ビザ取得の簡略化等、これまでの留学生受入れの取り組みを更に強化するため、4項目の改善策を提示。具体的には、常設の留学生受入れ委員会の設置、機関ごとの国際行動宣言の策定等を謳っている。
関係機関等	フルブライト交流計画関係機関（フルブライト交流計画の原資は主として、国（国務省等）からのファンド）	ブリティッシュ・カウンシル（British Council） （主に国からのファンドにより事業を実施）	ドイツ学術交流協会（DAAD） （主に国からのファンドにより事業を実施）	エデュフランス(EDU FRANCE) （主に国（外務省、国民教育省）からのファンドにより事業を実施）
備 考	フルブライト交流計画に基づき、各国との二国間交流を促進（約140カ国）	その他、欧州全体としては、エラスムス計画等により、単位互換の促進や交流プログラムの開発等を行い、EU諸国間の留学生交流の活発化が積極的に図られている。		

主要国の留学生支援機関の比較

国名	イギリス	ドイツ	フランス	日本
機関名	British Council	DAAD	Edu France	AIEJ (日本国際教育協会)
創立年	1934年	1925年1月 (第2次大戦中の一時閉鎖を経て、1950年に再興)	1998年11月	1957(昭和32)年3月 (中央教育審議会答申に基づき設立)
法人格	独立行政法人(charity)	私法上の登記済社団 (但し、職員の身分は公務員の1形態である 公勤務職員(Angestellte)である)	公益機関	財団法人
関係省庁	FCO (Foreign-Commonwealth Office, 外務省)	(資金提供を行っている省庁: 外務省、教育・科学・研究技術省、経済協力開発省) この他に欧州連合、民間企業、財団、民間寄贈者より、資金提供を受けるためDAAD財団がある。	国民教育省と外務省が共管 (文化通信貿易省も支援) 130高等教育機関が共同利用	文部科学省が認可
予算	2000年度予算 総額 £ 430M (約783億円)、内1/3はFCOよりの資金	2001年度予算 238.7Mユーロ(約296億円) (うち連邦政府よりの資金 207.1Mユーロ(86.6%))	当初4年間は国が出資(計約22億円)、以降は独立採算制(利用機関が負担)	2002年度予算 88億円(うち国庫補助金35%、受託事業費40%(国の関係事業))
海外事務所数	110カ国の229都市	13カ国の13都市	35ヶ国の80ヶ所	アジア4カ国の4都市
職員数	7,300名	543名(含む在外事務所)	約150名	73名
留学生支援業務	1) 留学生生活情報提供 相談、カウンセリング 2) 留学情報の提供・広報 ・パンフ発行 ・留学フェア 等 3) 選考 国費留学生の募集と書類審査 4) 英語教育	1) 留学情報提供 2) 奨学金プログラム(200以上)の実施 ・長期・短期留学 3) DAAD奨学生に対する情報提供・相談等 4) 元DAAD奨学生とのコンタクトの維持・強化 ・大学でのセミナーへの招聘 ・元奨学生用のWebサイトの運営 等 5) 留学・学術交流プログラムの実施	1) 留学生生活情報提供、仲介、支援 ・相談、カウンセリング ・仲介業務(手続代行 等) ・住居の紹介 ・現地支援 出迎、書類提出、パスポート 等 2) 留学情報の提供・広報 ・留学フェア、パンフ発行 ・元留学生へのフォローアップ 3) 選考 面接・試験の準備 等 4) フランス機関支援 来日準備・支援 調整・連絡	1) 留学生会館建設、運営 2) 短期留学推進制度 3) 留学情報提供 ・留学フェア、パンフ発行 等 4) 日本留学試験 5) 元留学生へのフォローアップ (帰国留学生短期研究制度、研究指導制度、帰国留学生データベース作成) 6) 冠留学生奨学事業
学術交流	有	有	無(大使館中心で実施)	無
文化交流	有	無	無(大使館中心で実施)	無
備考	・国費留学生の面接と決定は大使館が実施		・国費留学生選考は大使館が実施(Edu Franceは関与しない) ・大使館に多数の学術文化相当官	

主要国における留学生受入れ人数の推移



(出典) 年 (年)

アメリカ IIE「OPEN DOORS」(1994～2000年)、ユネスコ文化統計年鑑(1985～1993年)

イギリス HESA「STUDENTS in Higher Education Institutions」(1997～1999年)、ユネスコ文化統計年鑑(1983～1996年)

ドイツ 連邦調査庁「Bildung im Zahlenspiegel」(1997～2000年)、ユネスコ文化統計年鑑(1983～1996年)

フランス フランス国民教育省(1998～2000年)、ユネスコ文化統計年鑑(1983～1995年)

オーストラリア AEI「Overseas Student Statistics」(1998～2000年)、ユネスコ文化統計年鑑(1984～1997年)

ロシア連邦 ユネスコ文化統計年鑑(1988～1994年) なお、1988～1990年の間のデータはソビエト連邦として発表されたもの

日本 留学生課(1983～2002年)

主要国における留学生受入れの状況

区 分 \ 国 名	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	オーストラリア	日 本
高等教育機関在学者数 (千人) (注1)	8,582 (14,549)	1,260	1,801	2,090	726	3,697
留学生(受入れ)数 (人) (注2)	547,867 (2000年)	224,660 (99年)	187,027 (2000年)	140,849 (2000年)	107,622 (2000年)	95,550 (2002年)
国費留学生数 (人) (注3)	3,553 (2000年)	4,663 (2001年)	6,233 (2000年)	11,537 (2000年)	3,387 (2000年)	9,009 (2002年)
留学生(受入れ)数 ----- 高等教育機関在学者数	6.4%	17.8%	10.4%	6.7%	14.8%	2.6%
(参考) 留学生(受入れ)数 (昭和58年当時)	311,882 (1980年)	52,899 (1980年)	57,421 (1979年西暦)	119,336 (1982年)	12,104 (1982年)	8,116 (1982年)

(注1) 文部科学省調べ(アメリカの()はパートタイム学生を含めた数値)。

アメリカ、ドイツ、フランスは1998年現在、イギリスは1999年現在、オーストラリアは2000年現在。日本は2002年5月1日現在で、大学、大学院、短期大学、高等専門学校(3~5学年)、専修学校(専門課程)及び我が国の大学に入学するための準備教育課程において教育を受ける外国人留学生で、「出入国管理法及び難民認定法」別表第一に定める「留学」の在留資格により在留する者。

(注2) アメリカ合衆国はIIE「OPEN DOORS」、イギリスはHESA「STUDENTS in Higher Education Institutions 1999/00」、ドイツは連邦統計庁「Bildung im Zahlenspiegel 2001」、フランスはフランス国民教育省、オーストラリアはAEI「Overseas Student Statistics 2000」、日本は留学生課調べ。

(注3) アメリカはIIE「OPEN DOORS」、イギリスはブリティッシュ・カウンシル、ドイツはDAAD(ドイツ学術交流会)、フランスは在日フランス大使館、オーストラリアは在日オーストラリア大使館、日本は留学生課調べ。

アメリカの外国人留学生受入れ政策について

外国人学生・研究者のアメリカ高等教育機関への留学を促進する団体である NAFSA は、留学生受入れについての詳細なレポート「In America's Interest: Welcoming International Students」を 2003 年 1 月 14 日付けで発表している。

レポートは、9 月 11 日のテロ以降も、アメリカが積極的に留学生を受入れていく方針を貫くべきである理由、アメリカ留学を希望する外国人学生にとって障害となる点とその解決策を以下のよう

に述べている。

アメリカは、外国人留学生を受入れることによって、政治的利益、経済的利益、教育的利益を得ることができる。アメリカ人と外国人学生がお互いの相違点を理解すること、アメリカで教育を受けた未来の指導者たちが、帰国後アメリカと良好な関係を築き上げていくことは、長期的視点から、アメリカがその指導的地位と国家の安全を維持することにつながる。また、留学生がアメリカで学ぶために使った費用は、昨年 1 年間だけでも 120 億ドル近くに上るといわれ、アメリカ経済にも巨額な利益をもたらしている。さらに、教育現場においては、アメリカ人学生が初めて深く外国人と知り合う機会を提供し、大学院レベルでは、研究・指導者として、留学生の貢献度はたいへん大きい。以上の理由から、アメリカは留学生受入れに関する政策をさらに整え、国務省・商務省・教育省が連携してその政策を推し進めるべきである。

外国人留学生にとっての主な課題とその解決策

1)留学生のリクルートを促進し、取りまとめる機関の必要性。

政府レベルで明確な政策と戦略をもつ。国務省・商務省・教育省がそれぞれの役割を明確にした上で、お互いの連携を深め、首尾一貫した方針のもとでリクルート活動を行う。

2)政治的・法的な障害がある。

移民法を 21 世紀に即した形に改正する。ビザの審査方法を再検討し、慎重かつ迅速に発行する。妥当な学生監視システムを整える。

3)経済的援助の助長。

ローン、交換留学による学費相殺、奨学金による援助をさらに増やし、経済的にアメリカ留学を促進する地盤を整備する。現在、ローンは学校と企業の連携によるものが計画されている。また、奨学金は公的な立場での労働と引き換えに学費を免除するなど、いろいろな形が考えられる。

4)高等教育のシステムについての広報強化

アメリカの高等教育システム自体を変える必要はないが、なぜアメリカの高等教育が優れているのかをわかりやすく継続的にアピールする必要がある。オンライン情報を整備して、学生が必要な情報にアクセスしやすい環境をつくる。

以上、4 つの主たる課題に取り組むべく、国レベルでの留学生受入れについての政策を明確にし、外国人学生の獲得と国家の安全の双方を実現する努力をすべきである。

* 上記内容は NAFSA "In America's Interest: Welcoming International Students" (14 January 2003) より要約した。

イギリスの留学生受入れ事情

イギリス留学事情

1999年6月18日にイギリスのブレア首相は留学生の数を増やす政策を打ち出した。
2002年1月から3年間をめぐりに行なわれる。

この政策の目標は英語圏私費留学生数の中でイギリスへの留学生の割合を増やすことである。アメリカの次に大学留学生数の多いイギリスは2005年までに50000人増やし英語圏大学留学の中で25%を占めるまでに割合を上げることが目標にしている。継続教育カレッジへの留学は2005年までに留学生数を25000人増やすことで今までの2倍の留学生数にすることを目標にしている。

留学生がイギリスにより留学しやすいようにする為の具体案として以下を上げた。

1. ビザ取得のプロセスを簡素化する
2. 就学中の滞在延長手続きの必要性を低くする
3. これから留学しようと考えている生徒達により分かり易い情報提供をする
4. 学内におけるアルバイト、休暇中のアルバイトを行い易いようにプロセスを変える

ブリティッシュカウンシルはマーケティングキャンペーンを2000年1月から3年間行なう。政府が500万ポンドを出資するこのキャンペーンによってイギリスの教育レベルが高いものであることをアピールし留学先として第一に選択される国になると期待している。

ブレア首相はチーピング奨学金についても受け入れる学生の数を増やすと発表した。

1999年には2,200人であった枠を政府、大学、企業からの出資によって500人増やす意向を発表した。

背景

ブリティッシュカウンシル(英国の公的な国際交流機関)は芸術、教育、英語学習、科学、ITの分野においてイギリスと他国の人々や機関を結びつけるために活動している。109カ国に6000人のスタッフがおり年間総売上が4億1200万ポンドである。

The Education Counselling Service(ECS)はブリティッシュカウンシル海外オフィス、英国の教育・訓練機関と連携しており国際教育・訓練市場におけるイギリスの重要性を高める為の機関となっている。

ターゲット

1. 高等教育留学でイギリスが競い合っている英語圏の国はアメリカ、カナダ、オーストラリアであるがその中でイギリスが占める割合は 1996・97 年には 17%だったが 2005 年までに 25%に上げる。
2. 継続教育カレッジへの留学については留学生数が 1996・7 年に約 25000 人であったのを 2005 年までに 100%増やし 50000 人にする。

統計

1987・88 年～1996・97 年の間にイギリスの高等教育におけるフルタイムの留学生数は 67,500 人から 174,600 人(159%増)に増えた。

イギリス、アメリカ、オーストラリア、カナダの高等教育機関の留学生は 602,000 人であった。

- 6%は EU 以外のヨーロッパの国からの留学生
- 7%は中東諸国からの留学生
- 7%はアフリカから
- 9%は南アジア
- 56%は北アジア・太平洋
- 16%は中南米
- イギリスへの留学生の割合は全体の 17%、アメリカ 68%、オーストラリア 10%、カナダ 5%
- 1996・7 年 EU 諸国からの上記 4 国への高等教育機関への留学生数は 151,000 人であった。63%はイギリス、32%はアメリカ、1%はオーストラリア、4%はカナダの割合であった。

1996・7 年には EU 諸国以外の留学生の割合は高等教育機関の留学生の 56%、継続教育機関の留学生の 44%、私立学校の留学生の約 80%となっている。

(参考資料：DFEE, Home Office, HESA, FEFC'S, ISIS, AIEF, Open Doors)

マーケティングキャンペーン

イギリス留学のマーケティング戦略を進めている ECS は海外留学を考えている生徒達にとってイギリス留学が他の国への留学よりも魅力的であるということアピールするかが戦略のポイントだとしている。

ブリティッシュカウンシルは大手広告代理店 McCann Erickson Manchester をパートナーとして選びキャンペーンを進めている。

チーブニング奨学金

(1983年にThe Foreign and Commonwealth Office Scholarships and awardsとして始まり1994年にCheveningという名前に変わった)

150カ国以上の国の2,200人以上の大学院、研究生に与えられている。多数は1年のマスターコースだが3ヶ月から6ヶ月の専門コースにも与えられる。この奨学金制度は英国や外国の会社、大学、教会、トラスト、奨学金を提供する財団やその他の機関から共同出資されている。1999~2000年は外務連邦省が2900万ポンド出資し700万ポンドはその他共同スポンサーから出資される。奨学金対象者は海外のBritish Diplomatic Missionsによって選ばれ奨学金は海外で管理される他に英国では外務連邦省の代わりにブリティッシュカウンシルが管理している。

ビザ・入国に関する規則・仕事に関する規則

1. 学生ビザ取得のプロセスが難しい国についてビザを発行する機関とECSの間で話し合いが持たれている。ブリティッシュカウンシルは入国審査に関するガイダンスやビザ申請書の書き方の説明、必要であれば申請側と発行側の間に立つ。このような処置をとることによってビザのプロセスを早め、時には面接も必要なくビザを発行することができる。インド、中国に置いて現在盛んに行なわれている。これからイギリスへの留学生の数を増やす可能性があるがビザが却下されてやすい国においてこのような処置を取って行くようにすることを目標にしている。

外務連邦省は通常のビザ申請の場合は24時間以内、特別なケースの場合でも10日以内にすることを目標にしている。

入国法

ビザ所有の有無に係わらず全ての学生は移民局入国管理員から入国、滞在の許可をもらわなければならない。留学生は入国審査において出席するコースよりも短い滞在期間の許可しか得られていない場合には、イギリスの移民局に滞在許可の延長を申し出なければいけないという問題があった。そこで内務省は2つの提案をした。

1. 入国管理員は特別な理由が無い限り出席するコースの期間は滞在する権利を与える。
2. 内務省は滞在期間の延長届けの受理の時間を今までよりも短縮する(2週間短縮することをめどにしている)

労働

留学生は学期中20時間まで休暇中はフルタイムで働くことができる。

留学生が就労できる仕事の職種に制限がありジョブセンター(日本のハローワークに類似している機関)において許可をもらう為に試験がある。

政府は以下の変更を行なう予定

- 1 . ジョブセンターで行なう試験の廃止。(1 年間で就労希望の留学生の内 6 % が就労許可を拒否されるという現状から試験の重要性が感じられず就労したい留学生にとって無駄なハードルであると判断した為) 就労出来る仕事の種類は変わらない。
- 2 . サンドイッチコースを取っている留学生は実務研修の場合に労働許可が必要であったがこれからは必要ない。
- 3 . 主に研究生を対象にしているが、コース開始前にパートタイムの仕事を自分で見つけるかもしくは大学(公的に設立された学校の場合)側が準備しておくことが可能である。その場合、通常は入国審査で生活費や授業料の支払いの為に英国で就労する必要がないことを証明しなければならないがこの場合は仕事によって得る収入も財政能力の一部として考えられる。

* 上記内容は *British Council* ホームページ掲載の "*Prime Minister launches drive to attract more international students*" (18 June 1999) より要約した。

フランスの留学生受入れ事情

1. **政策面**：フランスでは、約 10 年間（1990 年～1998 年）に渡り、受入れ留学生数が減少し（高等教育機関受入れ留学生数：1990 年：160,730 人、1996 年：153,465 人、1998 年：147,996 人）政府は 1998 年以来次の対策を講じてきた。高等教育機関への留学生受入れ促進機関としてのエデュ・フランス（Edufrance）の開設〔フランス留学一般情報および加盟高等教育機関の留学プランの提供事業〕、国外の優秀な学生を対象とするエッフェル奨学金（年間 300 人）の新設、高等教育の Espace européen 設立への参加によるヨーロッパの学生間での学位の明確化、行政面の受入れ手続き（特に学生ヴィザ取得）の改革、など留学生受入れ事業に力を入れてきた。更に 2001 年 8 月、ジャック・ラング国民教育大臣及びヴェドリーヌ外務大臣の依頼でコエン教授により、留学生受入れの改善に関するレポート（Rapport Cohen）が提出され、高等教育機関の国際化を図り留学生受入れ改善のために、1. 「国際行動宣言」の策定（高等教育機関は国民教育省及び外務省との緊密な協力により国際政策を明確化する）2. 留学生受入れ審議会の創設 3. 在外フランス人学校からフランス高等教育機関への登録手続きの迅速化 4. 他省（特に雇用連帯省及び内務省）との連携による大学の諸手続きの窓口統一、留学生用労働許可手続きの簡略化、など一連の対策が新たに決定された。

* 上記内容は以下の資料・ホームページを参照した。

2001 諸外国の教育の動き」(文部科学省) P100

<http://www.education.gouv.fr/discours/2001/cohencp.htm> (フランス国民教育省 仏語)

<http://www.rfi.fr/fichiers/MFI/Education/164.asp> (radio france international 仏語)

エッフェル奨学金：

http://www.diplomatie.gouv.fr/cooperation/dgcid/rapport_2k/r_education/04.html (EGD E 仏語)

2. **留学生数**：その結果として、留学生は 4 年間で 30%以上増加した(2002 年 7 月)。2002 年、フランスの高等教育機関留学生数は 195,000 人を数え(1999 年：159,175 人、2000 年：173,000 人) その内大学 (universités) への留学生数は、150,000 人(2000 年：140,840 人)で総学生数の 11,4%を占める。特に第 3 課程〔Maîtrise (修士号相当)取得後の課程〕への留学生の割合は、DEA 課程 (博士号課程前 1 年の準備コース)では 29%、DESS 課程 (就職希望者用専門職課程)では 15%を占める。また、この数値は全ての大陸からの留学生で増加している。出身地域別 (2000 2001 年度): アフリカ 81,000 人、アジア 24,000 人 (内中国人 5,500 人) 欧州 (EU 圏以外) 16,000 人、欧州 (EU 圏) 26,000 人 (内ドイツ首位) アメリカ大陸 11,000 人。

* 上記内容は以下の資料・ホームページを参照した。

2001 諸外国の教育の動き」および「leMonde」(2002.08.30付)

3. **奨学金（資金面）**: フランスへの留学生が利用できる奨学金としては、「フランス政府奨学金」(毎年各国のフランス大使館を通じて募集される)、出身国の国費奨学金、国際機関および非政府団体(財団、協会)系奨学金などがある。しかしながら、フランスの大多数の高等教育機関は国公立で、学生の負担する費用はわずかな登録料(年間137~894 euros程度)のみである。この条件は、留学生にも平等に与えられる。従って、私費留学生が準備すべき費用は、むしろ滞在費のみである。一部の私立高等教育機関では、授業料(年間3,050~7,000 euros)を負担する必要がある。

*上記内容は以下の資料・ホームページを参照した。

<http://www.cnous.fr/engvieetud/engbourses.htm#etranger> (CNOUS 英語)

<http://www.cnous.fr/enetrangers/engfinancement/engcout.htm> (CNOUS 英語)

4. **住居**: フランスの学生は、通常 CROUS*により管理運営または紹介される住居を利用する。住居の種類として、大学寮、低家賃住宅(HLM)、CROUS 公認寮(宗教系寮、若年勤労者用寮など)、個人の提供する賃貸物件(家庭内の1部屋、ワンルーム、アパートなど)がある。留学生も同様にこれらの物件を利用でき、学生への家賃補助制度もフランス人と同様にも適用される。但し大学寮は、12~15%は留学生用に確保されるが、フランス政府奨学生及び各国費奨学生が優先されるため、それ以外の学生の入寮は大変困難である。特に、パリではフランス政府奨学生であっても入寮は保証されておらず、その対策としてパリ市は2007年までに3000戸の学生用住居を新築する予定である。一方、パリ地域の高等教育機関に在籍する学生・研究者用に、独自スタイルの寮として、パリ国際学生都市(Cite Internationale Universitaire de Paris)があり、そこにはフランス人を含む世界各国の約5000人が居住している。現在、学生用住居の問題は、供給戸数の点ではパリ地域及び一部の地方都市以外解決されたと見られるが、質的面が課題となっている。全大学寮の3分の2を占める9㎡の寝室タイプは快適性、サービス面で、もはや学生の求めるものと一致しない。しかし、ワンルーム個室タイプの寮では、留学生がフランス人学生との交流の場を失うとの懸念もある。また、1学期のみの滞在を希望する学生、様々な交換プログラムの短期留学生、短期実習生などの増加に伴い、パリや一部の地方自治体は短期滞在者用宿舎の建設を予定している。

*CROUS(地方学生厚生センター)は、高等教育機関に登録する学生の生活面でのサポートをする国立機関CNOUS(全国学生厚生センター)により統括されている。

*上記内容は以下の資料・ホームページを参照した。

<http://www.cnous.fr/engvieetud/englogement.htm> (CNOUS 英語)

<http://www.egide.asso.fr/fr/services/actualites/lettre/L24/dossier24.jhtml> (EGIDE 仏語)

<http://www.ciup.fr/> (パリ国際学生都市)